

00230

鳥取縣公報

昭和十六年五月九日

金曜日

本書ノ大キヤス國定規格A5判

縣令

◆鳥取縣令第十七號

國民學校令施行細則左ノ通定ム

昭和十六年五月九日

鳥取縣知事

田三郎

一
事
由二
事
由三
事
由四
事
由五
事
由

第四條 國民學校令第二十九條ノ規定ニ依リ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ國民學校ノ校數及位置指定若ハ

變更ノ要アリト認メタルトキハ左記事項ヲ具シ内申スベシ
一 事
由

二 位置及面積（市町村、大字、小字、地番、地目、段別及所有ノ區別ヲ土地臺帳ト照合シ正確ニ記載スルコト）

三 校地圖（六百分ノーノ縮圖トシ之ニ地番、地目、地質、地盤ノ高低、附近ノ地形、排水ノ關係、飲料水ノ良否及
其ノ供給ノ便否、四國ノ狀況等ヲ詳細ニ記入スルコト）四 關係市町村圖（陸地測量部五萬分ノーノ地圖ヲ用ヒ之ニ
學校ノ位置及各部落ヨリノ通學路線ヲ記入スルコト）
五 關係市町村大字別狀況調（戸數、人口、學齡兒童數、在籍兒童數及通學路程ヲ各部落別ニ記載スルコト）
第三條 國民學校令第二十七條ノ規定ニ依リ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ兒童教育事務ノ委託又ハ委託解除ニ關シ指定ヲ受クルノ要アリト認メタルトキハ其ノ事由ヲ
詳細ニ具シ内申スベシ

00231

第五條 國民學校令第四十三條ノ規定ニ依リ國民學校ニ類スル各

種學校ヲ設置セントスルトキハ左記事項ヲ具シ申請スペシ

シ其ノ申請スベシ之ヲ止メントスルトキハ事由ヲ具ス

時數表ヲ具シ申請スペシ

シ其ノ編制ヲ爲シタルトキハ其ノ教科及科目ノ毎週授業時數

表ヲ具シ届出ヅベシ

第十條 國民學校令施行規則第二十九條第五項ノ規定ニ依リ各教科及科

目ノ毎週授業時數ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由並ニ各教

科及科目ノ毎週授業時數表ヲ具シ申請スペシ

第十一條 國民學校令施行規則第五十四條ノ規定ニ依リ前後二部

ニ分チテ授業ヲ行ハントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ申請スペ

シ其ノ編制ヲ爲シタルトキハ其ノ教科及科目ノ毎週授業時數

表ヲ具シ届出ヅベシ

第十二條 國民學校令施行規則第二十七條第五項ノ規定ニ依リ總

合授業ヲ爲サントスルトキハ其ノ詳細ヲ具シ申請スペシ

第十三條 國民學校令施行規則第五十二條ノ規定ニ依リ學級ヲ編

置又ハ變更セントスルトキハ別記第一號様式ヲ具シ申請スベ

シ

第十四條 國民學校令施行規則第六十一條但書ノ規定ニ依リ特修

科各教科及科目ノ毎週授業時數ヲ定メントスルトキハ教科

課程表ヲ具シ申請スペシ

第十五條 國民學校令施行規則第三十四條ニ規定スル修了證書、

修業證書及學習證書ノ書式ハ別記第二號様式、第三號樣式及

第四號樣式ニ依ル

第十六條 國民學校ノ學年ヲ分テ左ノ通トス

第一學期 自四月一日 至七月三十一日

第二學期 自八月一日 至十二月三十一日

第三學期 自一月一日 至三月三十一日

第十七條 國民學校令施行規則第四十四條第三號ニ規定スル授業

ヲ行ハザル日及其ノ日數ハ左ノ如シ

一 氏神祭日

二 夏季ニ於テ授業ヲ 行ハザル日

三 冬季ニ於テ授業ヲ 行ハザル日

四 學年末ニ於テ授業ヲ 行ハザル日

五 農繁期ニ於テ授業ヲ行ハザル日

六 前項第一號及第三號ハ學校長ニ於テ知事ノ認可ヲ受ケ其ノ時

期ヲ變更シ若ハ其ノ日數ヲ通算シタル範圍内ニ於テ之ヲ増減

スルコトヲ得

學年ニ依リ第一項第二號乃至第五號ヲ變更セントスルトキハ

其ノ事由及期間ヲ定メテ學校長ニ於テ認可ヲ受ク其ノ時

第一項第五號ハ其ノ期間、學年及指導計畫ヲ具シ認可ヲ受ク

ベシ

第四章 設備

第十八條 市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ校舍

若ハ校地内ニ於ケル建造物ノ新築、增築、改築、移轉、模様替

取毀、大修繕又ハ校地、體操場若ハ實習地ノ增減ヲ爲サント

スルトキハ左ノ事項ヲ具シ申請スペシ

一 校地及建造物配置圖(二百分之一縮圖)トシ方位、總坪

- 數、屋外體操場ノ區劃及坪數、高低、排水並ニ附近ノ地形
情況等ヲ記入ズベシ)
- 二 建物圖(校地、體操場若ハ實習地ノ場合ハ之ヲ缺ク)
イ 各階平面圖(百分ノ一ノ縮圖)トシ各室ノ長幅、名稱、
窓、出入口、階段、便所ノ區劃、廊下、昇降口ヲ詳記
シ増築及模様替ノ場合ハ朱線ヲ以テ其ノ區別ヲ明ニス
ベシ)
- ハ 斷面圖(二十分ノ一ノ縮圖)
- ニ 小屋伏圖(百分ノ一ノ縮圖)
- ホ 軸組圖(百分ノ一ノ縮圖)
- ヘ 立面圖(百分ノ一ノ縮圖)
- ト 其他主要部詳細圖(二十分ノ一ノ縮圖)
- 三 經費總額
- 四 計畫書
- 五 各學年男女別在籍兒童數
- 六 着手及竣工日期
- 七 收支豫算書
- 起債ヲ爲シタルトキハ第一項ニ依ルノ外起債年度、起債目的、償還ノ方法並ニ償還年次表ヲ記載シタル負債調
査ヲ具スベシ
- 認可ヲ受ケタル後校舍又ハ校地内ノ建造物ノ設計又ハ着手及
竣工期日ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ認可ヲ受
- 第十九條 他ノ建物ヲ以テ便宜校舍ニ充用セントスルトキハ第一
條第三號乃至第五號並ニ第十九條第二號ノ平面圖及第五號ノ

兒童數ヲ具シ且其ノ期間ヲ定メテ知事ノ認可ヲ受クベシ
第二十條 學校ニハ宿直ノ設備ヲ爲シ且土地ノ情況ニ依リ職員ノ
住宅ヲ設クベシ

第二十一條 國民學校ニ於テ備フベキ帳簿ハ左ノ如シ

一 御影及勅語詔書謄本臺帳

二 御影奉拜簿

三 國民學校ニ關係アル法令

四 令達綱

五 備品臺帳

六 學籍簿

七 教員履歴書

八 職員名簿

九 統計書類

十 學校規程

十一 施設要項

十二 授業細目

十三 兒童賞罰錄

十四 兒童成績考査書類

十五 兒童身體發育關係書類

十六 往復文書綱

十七 學校日誌

十八 學校醫學科醫務日誌

十九 文書收受發送簿

二十 指示事項錄

第六章 免許狀及検定

ノ事由ヲ生ジタルトキハ其ノ都度之ヲ爲スベシ

第二十七條 國民學校令第九條第一項ノ規定ニ依リ就學義務ノ免除ヲ爲サントスルトキハ其ノ事由ヲ生ジ二月二十五日迄ニ申

請スベシ但シ期日以後ニ於テ事由ヲ生ジタルトキハ其ノ都度之ヲ爲スベシ

第二十八條 就學ヲ免除又ハ猶豫セラレタル兒童就學シタルトキハ市町村長ハ直ニ其ノ旨知事ニ報告スベシ

第二十九條 國民學校令施行規則第七十一條ノ規定ニ依リ入學セシムベキ學校ニ關シ届出ヲ爲サントスルトキハ二月末日迄ニ

其ノ手續ヲ爲スベシ

第三十條 國民學校令施行規則第八十五條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スハ修了又ハ退學ノ日ヨリ七日以内トス

關係市町村長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ退學者ニ付イ

テハ國民學校ニ入學セシムベキ期日ヲ其ノ保護者ニ通知シ且

國民學校令施行規則第七十條ニ規定スル手續ヲ爲スベシ

第三十一條 國民學校令施行規則第八十二條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ就學又ハ出席ノ聲促ヲ爲ス

第三十二條 市町村長ハ缺席兒童督促簿ヲ備へ國民學校令施行規則第八十二條ノ規定ニ依リ缺席兒童ノ出席督促又ハ報告ノ手續ヲ爲シ其ノ都度頗未ヲ詳記スベシ

第三十三條 就學兒童又ハ其ノ同居者中ニ傳染病患者發生シタルトキハ市町村長ハ遲滯ナク知事及市町村長ニ之ヲ報告スベシ

第三十四條 國民學校令第十三條ノ規定ニ依り兒童ノ出席ヲ停止シタルトキハ遲滯ナク知事及市町村長ニ之ヲ報告スベシ之ヲ解除シタルトキ亦同ジ

二十三 職員出張命令簿

二十四 職員出勤簿

二十五 兒童出席簿

二十六 缺席兒童督促簿

二十七 諸願届書綱

二十八宿直日誌

二十九 中等學校人學志願者報告書控綱

三十 前項ノ帳簿中第一號乃至第十號ハ無期保存トシ他ハ三年以上適宜之ヲ保存スベシ但シ往復書類其ノ他ニシテ事ノ輕易ナルモノハ事件完結後即時棄却スルコトヲ得

第五章 就學

第二十二條 國民學校令施行規則第六十七條ニ規定スル學齡簿ハ男女ヲ分チテ生年月日ノ順序ニ記載スベシ

第二十三條 市町村長ハ學齡簿ヲ毎年四月關係國民學校ノ學籍簿ト對照シ學年ヲ欄外ニ記入スベシ

二十四條 市町村長ハ學齡簿ヲ毎年四月末現在ニ於テ整理シ別記第五號様式及第六號樣式ニ依リ翌月末日迄ニ知事ニ報告スベシ

二十五條 國民學校令施行規則第七十條ノ規定ニ依リ關係學校長ニ通知ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ具スベシ

二 保護者ノ氏名、住所、職業及兒童トノ關係

一 兒童生年月日、住所

二十六條 就學スベキ兒童ノ保護者ニシテ國民學校令施行規則第六十九條第二項但書ニ規定スル申立及同第七十二條ニ規定スル就學義務ノ免除又ハ猶豫ニ關シ願出ヲ爲サントスルトキハ二月十五日迄ニ其ノ手續ヲ爲スベシ但シ期日以後ニ於テ其

ハ二月十五日迄ニ其ノ手續ヲ爲スベシ但シ期日以後ニ於テ其

第四十四條 檢定手數料ハ訓導金參圓准訓導金貳圓トシ免許狀ノ書換又ハ再渡手數料ハ金壹圓トス

檢定手數料及免許狀書換又ハ再渡手數料ハ願書ニ添附スペシ
本縣内ノ市町村ニ於テ手數料ヲ受領シタルトキハ願書ニ手數

料納入済ノ證印ヲ捺印シテ進達スベシ但シ既納手數料ハ如
何ナル事由ニ因ルモ之ヲ還附セズ

第七章 職員

第四十五條 公立學校職員官等級令第五條ノ二又ハ國民學校令

施行規則第百九條第二項ノ規定ニ依リ國民學校職員ノ進退ニ

關シ知事ニ具狀セントスルトキハ其ノ事由、氏名、職名、勤務

ノ種別並ニ俸給額ヲ具スベシ

第四十六條 國民學校長ハ當該學校職員ノ進退並ニ增俸ニ關シ知事ニ申スルコトヲ得

第四十七條 國民學校職員陸海軍現役ニ服又ハ戰爭又ハ戰爭ニ
準ズベキ事變ニ際シ召集セラレタルトキハ其ノ年月日、所屬

部隊及官等給與ヲ具シ學校長ニ於テ知事ニ報告スベシ其ノ異

動ヲ生ジ又ハ事故止ミタルトキ亦同ジ

第四十八條 國民學校職員死亡シタルトキハ學校長、管理者連署

ヲ以テ其ノ年月日及遺族ノ住所氏名ヲ具シ戸籍謄本ヲ添附シ

テ知事ニ届出ヅベシ

第四十九條 國民學校職員ニシテ公立學校職員分限令第八條第一

項第四號第六號ノ規定ニ依リ休職ヲ命ゼラレタル者其ノ休職

期間内ニ於テ事故止ミタルトキハ學校長ニ於テ其ノ旨知事ニ

届出ヅベシ但シ第五十三條第二號ニ規定スル傷痍者ハ疾病ノ

場合ニ於ケル休職者ニ付イテハ醫師ノ診斷書ヲ添附スルヲ要

コトヲ得

第五十八條 學校長ハ學校規程及執務上必要ナル諸規則ヲ設クベシ

第五十九條 學校長事故アルトキハ教頭又ハ上席職員其ノ職務ヲ
代理ス

第六十條 國民學校職員出勤シタルトキハ出勤簿ニ捺印スペシ

第六十一條 國民學校男子職員ハ宿直スペシ但シ特別ノ事由アル

場合ハ知事ニ認可ヲ受ケ宿直セザルコトヲ得

第六十二條 學校長國民學校令施行規則第百八條但書ノ規定ニ依

リ當該學校所在ノ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合

ノ地域外居住ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由、通勤里

程及所要時間數ヲ具シ申請スペシ

第六十三條 國民學校職員出產ノ爲休養セントスルトキハ醫師ノ

診斷書又ハ產婆ノ證明書ヲ添附シテ其ノ日數ヲ具シ知事ニ届

出ヅベシ

前項ノ休養期間ハ左ノ如シ

一 醫師ノ診斷書又ハ產婆ノ證明書ニ依ル分娩豫定日前二週間

二 前號分娩豫定日ヲ超エテ尙分娩セザルトキハ事實分娩ア
ル迄

三 分娩後六週間

第六十四條 國民學校職員缺勤セントスルトキハ事實分娩ア
ル具シ學校長ニ届出ヅベシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ缺勤十五日以上ニ涉ルトキハ知事ニ届

號五十條 國民學校准訓導又ハ助教ノ懲戒ハ文官懲戒令第二條乃

至第五條ノ規定ヲ準用ス

第五十一條 國民學校准訓導又ハ助教左ノ各號ニ該當スルトキハ其ノ職ヲ免ズルコトヲ得

一 公立學校職員分限令第三條第一項各號ニ該當スルトキハ當然退職者トス

二 教員養成ヲ目的トル官立府縣立ノ學校ニ入學スルトキ

三 教育上又ハ事務上必要ナルトキ

第五十二條 國民學校准訓導又ハ助教左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

一 公立學校職員分限令第四條ニ該當スルトキ

二 休職期間満了シタルトキ

三 免許狀被奪ノ處分ヲ受ケタルトキ

四 陸海軍現役ニ服シタルトキ

一 公立學校職員分限令第八條第一項第二號乃至第五號ニ該當スルトキ

二 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職能ニ堪ヘザルトキ

第五十四條 前條ノ休職期間ハ一年トス但シ教員養成ヲ目的トル官立府縣立ノ學校ニ入學シタル場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三月トス

第五十五條 休職者ハ職務ニ從事セズ及俸給ヲ減ゼラレ又ハ之ヲ受ザルノ外總テ在職者ト異ナルコトナシ

第五十六條 學校長ハ職員ノ授業擔任ヲ定ムベシ

第五十七條 學校長ハ職員ニ對シ授業以外ノ事務ヲ分掌セシムル

出ヅベシ但シ疾病ノ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書ヲ添附スルヲ要ス

第六十五條 國民學校職員忌引セントスルトキハ死亡者ノ氏名、
續柄及死亡年月日ヲ具シ學校長ハ知事、職員ハ學校長ニ届出

ヅベシ

第六十六條 國民學校職員縣外ニ出張セントスルトキハ其ノ事由

旅行先、日數及管理者ノ同意ヲ得タル旅費支給見込額ヲ具シ

知事ニ願出ヅベシ

私事ニ亘り縣外ニ旅行セントスルトキハ其ノ事由、旅行先及

日數ヲ具スベシ

第六十七條 國民學校職員休職、退職、免職、轉任又ハ出向ヲ命

ぜラレタルトキハ遲滯ナク學校長又ハ其ノ代理者ニ事務ヲ引

繼ヶベシ但シ引繼ヲ受クル者ナキトキハ管理者ニ引繼ヶベシ

前項ニ依リ引繼ヲ完了シタルトキハ各當事者連署ノ上學校長ニ在リテハ知事、職員ニ在リテハ學校長ニ報告スベシ

第六十八條 國民學校職員新任、轉任又ハ出向ヲ命ゼラレタルトキハ辭令書受領ノ日ヨリ五日以内ニ赴任スペシ但シ五日以内ニ赴任シ難き事情アルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受

クベシ

任地ニ到着シタルトキハ其ノ旨直ニ知事ニ届出ヅベシ

第六十九條 國民學校職員ヨリ知事ニ提出スル文書ハ總テ學校長

經由スベシ

第七十條 國民學校職員學校ノ入學又ハ資格ニ關スル受檢ヲ出願

セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受ケベシ但シ本縣ニ於テ國民

學校教員檢定ヲ受クル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第七十一條 國民學校職員本籍又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ事由

及年月日ヲ具シ知事ニ届出ベシ
第七十二條 職員執務ノ際ハ所定ノ服裝其ノ他執務上適當ナル服
裝ヲ爲スベシ

第八章 備給旅費及諸給與
第七十三條 國民學校准訓導又ハ助教ノ月俸額ハ別記第十號様式
ニ依ル

第七十四條 國民學校准訓導又ハ助教ニシテ一級俸ヲ受ケ特ニ功
勞アル者ニハ八十五圓迄漸次増給スルコトヲ得

第七十五條 國民學校職員ニハ慰勞金ヲ支給ス
前項ノ場合ニ在リテハ學校長ニ于テ相當金額ヲ定メ管理者ノ
意見書ヲ添附シテ知事ニ内申ベシ

第七十六條 國民學校職員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ支給ス
第七十七條 國民學校職員ニハ住宅料ヲ支給ス其ノ金額ハ管理者
ニ於テ之ヲ定ムベシ但シ學校所在ノ市町村、市町村學校組合
又ハ町村學校組合ノ地域内ニ其ノ住宅ヲ有スル者及市町村、
市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ住宅ノ給與ヲ受クル
者ニ在リテハ此ノ限り在ラズ

第七十八條 本章ニ規定シタル事項ノ外國民學校准訓導又ハ助教
ノ俸給旅費其ノ他諸給與並ニ其ノ支給方法ニ關シテハ總テ國
民學校訓導ノ例ニ依ル

第九章 授業料
一 收支豫算書及最近年度決算書
二 授業料總額及兒童一人月額

第七十九條 國民學校令第三十六條第二項ノ規定ニ依リ授業料ヲ
徵收セントスルトキハ其ノ事由並ニ左記事項ヲ具シ申請スベ
シ

第八十條 國民學校ニ類スル各種學校
用ス

三 徵收方法
國民學校令施行規則第百十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケント
スルトキハ其ノ事由及授業料一人月額並ニ其ノ期間ヲ定メテ
申請スベシ
第十章 國民學校ニ類スル各種學校
前二項ニ依ル授業料ノ徵收ヲ止メタルトキハ遲滞ナク知事ニ
報告スベシ
第八十一條 本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第八十二條 本令施行ノ際現ニ市町村立小學校准訓導又ハ代用教
員ノ職ニ在ル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ國民學校准訓
導又ハ助教ニ同俸給ヲ以テ任せラレタルモノトス
第八十三條 本令施行ノ際現ニ市町村立小學校准訓導、准訓導又ハ
代用教員ノ職ニ在ルモノニシテ國民學校令第五十五條第二項
又ハ前條ノ規定ニ依リ國民學校訓導、准訓導又ハ助教ニ任せ
ラレタルモノハ當該國民學校ノ訓導、准訓導又ハ助教ニ補セ
代用教員ノ職ニ在ルモノトス

第八十四條 大正三年三月鳥取縣令第十二號ハ本令施行ノ日ヨリ
之ヲ廢止ス
第二號樣式
學級學年男女人合計教室ノ坪數

何國民學校學級編制表

第三號樣式
番號
修業證書
氏年月日
印校

第四號樣式
學習證書
氏年月日
印校

國民學校高等科第何學年ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス
初等
特修

鳥取縣何郡市何國民學校長位勳爵 氏 名印

國民學校高等科ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス
初等
特修

印月

日

鳥取縣何郡市何國民學校長位勳爵 氏 名印

鳥取縣公報

第千二百三十一號

昭和十六年五月九日

(第三種郵便物認可)

九

鳥取縣何郡市何國民學校長位勳爵 氏 名印

印月

日

國民學校高等科ノ課程ヲ何箇年間學習セシコトヲ證ス
初等
特修

鳥取縣何郡市何國民學校長位勳爵 氏 名印

印月

日

第五號様式

何市町村學齡兒童調查表

昭和何年四、月末日現在

00239

前學年以前就學ノ始期 ニ達シタル者	男	國民初高等科就學						不就學	就學	
		國民修了者	學科	一年	二年	三年	四年	五年	六年	七
本學年就學ノ始期ニ達シタル者	男									
女	女									
合計										

備考 就學未定中引續キ出席セザル者トハ前年度ノ始ヨリ其ノ年四月末日ニ至ル迄出席セザル者ヲ云フ

第六號様式

何市町村就學未定兒童調查表 昭和何年四月末日現在

初等科准訓導ニ授與スルモノ

國民學校教員免許狀 氏名 年月日生

右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校初等科準訓導タルコトヲ免許ス

初等科準訓導タルコトヲ免許ス

兒童氏名	兒 童 姓 氏	年 生 月 日	保 護 人 姓 氏	就 學 未 定 事 由 備 考	國民學校準科訓導、國民學校初等科訓導、國民學校					
					學	學	學	學	學	學

第七號様式

國民學校訓導、國民學校初等科訓導、國民學校

右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校初等科準訓導タルコトヲ免許ス

初等科準訓導タルコトヲ免許ス

第八號様式

國民學校教員免許狀 氏名 年月日生

國民學校師範學校卒業生 氏名 年月日生

右ハ國民學校師範學校卒業者ニ授與スルモノ

何科	番號	年月日	印縣月	鳥取縣	年月日	印縣月	鳥取縣	年月日	印縣月	鳥取縣	
											國民學校養護訓導免許狀
何科	番號	年月日	印縣月	鳥取縣	年月日	印縣月	鳥取縣	年月日	印縣月	鳥取縣	
國民學校養護訓導免許狀			國民學校教員免許狀			國民學校教員免許狀			國民學校師範學校卒業者ニ授與スルモノ		
右ハ試験(無試験)検定ニ依リ前項ノ學科目ニ付國民學校專科訓導タコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ前項ノ學科目ニ付國民學校專科訓導タコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ前項ノ學科目ニ付國民學校專科訓導タコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校師範學校卒業者ニ授與スルモノ		
養護訓導ニ授與スルモノ											
國民學校養護訓導免許狀			國民學校教員免許狀			國民學校教員免許狀			國民學校師範學校卒業者ニ授與スルモノ		
右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校師範學校卒業者ニ授與スルモノ		
右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス											
國民學校養護訓導免許狀			國民學校教員免許狀			國民學校教員免許狀			國民學校師範學校卒業者ニ授與スルモノ		
右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校師範學校卒業者ニ授與スルモノ		
右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス											
國民學校養護訓導免許狀			國民學校教員免許狀			國民學校教員免許狀			國民學校師範學校卒業者ニ授與スルモノ		
右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校師範學校卒業者ニ授與スルモノ		
右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス											
國民學校養護訓導免許狀			國民學校教員免許狀			國民學校教員免許狀			國民學校師範學校卒業者ニ授與スルモノ		
右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス			右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校師範學校卒業者ニ授與スルモノ		
右ハ試験(無試験)検定ニ依リ國民學校養護訓導タルコトヲ免許ス											

鳥取縣公報 第千二百三十一號 昭和十六年五月九日 (第三種郵便物認可)

記載注意
書體ハ楷書ニテ辭令面ノ通記載スペシ (業務、學業等ニ區分)

セズ總て辭令ヲ受ケタル年月日ノ順ニ依リ記スペシ) 氏名ニ
ハ振假名ヲ要ス ●

ハ振假名ヲ要ス ●

00241

身體検査書

住 所

氏 名 年 月 日 生

第九號様式 檢 定 願

年 習月 習日 習縣

鳥 取 縣

私儀國民學校 (本科訓導、初等科訓導、本科准訓導、專科訓導、
初等科准訓導、養護訓導) 志願ニ付試験 (無試験) 御檢定相受度
別紙履歷書、身體檢查書卒業成績表及檢定手數料何圓相添ヘ此段
相願候也

一體質 (強健、中等、薄弱ノ三等ニ區別スペシ)

一體格 (身長
胸圍)

一榮養 (可、要注意ノ二等ニ區別スペシ)

一視力及屈折狀態 (右上シ裸眼視力ハ萬國式試視力表ニ付兩眼ヲ各別ニ検査
左上ナハ屈折機能ノ異常アルモノニハノ種別ヲ記シ
人矯正能アルモノニハノ度 (チオブトリー) フモ記シ
ベシ) 視力及レンズノ度 (チオブトリー) フモ記シ
弱視、失明等モ兩眼ヲ各別ニ記入ス

一眼疾力 (障害ノ有無ヲ検査スペシ)

一聽疾 (耳疾)

一色神 (其ノ異常アルモノニ付何色盲又何色弱ヲ區別ス
ベシ)

一何科 (何科中何科目)

右 教員試験檢定ニ於テ前記ノ學科目成績佳良アルコトヲ證ス

年 號 月 日 學歷任免賞罰事故官衙
年 號 月 日 現住所 本籍 氏名年月日生

一呼吸器 (理學的診斷ノ外必要アルトキハ「エックス」線検査
「ツベルクリン」皮内反應検査、赤血球沈降速度測定

何府縣 年月日名

何府縣 年月日名

第十號樣式

學科目

身語同同

點數

修國同同

助教六五圓五五圓五〇圓四五圓四〇圓三五圓三〇圓

準訓導一級二級三級四級五級六級七級

右之通相違候也

年月日 學校長 氏名印

年月日 檢查何學校醫又ハ開業醫氏名印

告 示

◆鳥取縣告示第三百七十一號

昭和十六年四月二十二日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十六年五月九日

鳥取縣知事

八田三郎

第七款 使用料及手數料 二、四〇〇圓
第二項 手數料 二、四〇〇
收 入 二五、三八九

00243

第七項 過 年 度 收 入	(二四、七四三)
第八項 雜 入	(六四六)
歲人經常部計	(二七、七八九)
第一款 緑 越 金	(一六、二四三)
第二款 國 庫 补 助 金	(五九七、〇六二)
第一項 前 年 度 緑 越 金	(四〇四、三三三)
第二項 土 木 費 补 助 金	(六〇〇)
第三項 教 育 費 补 助 金	(一七六、八四〇)
第五項 勸 業 費 补 助 金	(九、八八九)
第六項 社 會 事 業 費 补 助 金	(三七、九四四)
第七項 縣 價 附 金	(三三、六六七)
第一項 土 木 費 补 助 金	(三、五〇〇)
第二項 教 育 費 补 助 金	(一、七七七)
歲人臨時部計	(一、〇五八、一四九)
歲入合計	(四〇六、九〇〇)
第一項 縣 價 附 金	(四〇六、九〇〇)
第二項 教 育 費 补 助 金	(三、三七二)

第七項 畲 業 試 驗 場 費	(六四六)
第十四項 產 業 獎 勵 費	(二、七二六)
第一項 青 年 學 校 教 員 養 成 所 費	(七、八〇〇)
第十二項 社 會 教 育 諸 費	(一、〇〇〇)
歲出經常部計	(一四、八五七)
第一款 土 木 費	(七六三、〇〇〇)
第四項 道 路 費	(一二六、〇〇〇)
第九項 砂 防 費	(四五〇、〇〇〇)
第一項 纪 元 二 千 六 百 年 記 念 事 業 費	(八七、〇〇〇)
第三款 勸 業 費	(八、九〇二)
第四項 勸 業 費	(八、九〇二)
第一項 元 金 債 憲 費	(八七、一四三)
第三十四款 事 變 費	(八七、一四三)
第二項 利 憲 費	(五八、五二〇)
第五十一款 紀 元 二 千 六 百 年 記 念 事 業 費	(五六〇〇〇)
第二項 勸 業 費	(八、五〇〇)
第五十四款 傷 痘 軍 人 保 護 費	(八、四〇〇)
第一項 傷 痘 軍 人 保 護 費	(七、九〇〇)
第五十五款 災 害 荒 荒 林 地 復 舊 事 業 費	(一八、五〇〇)
第一項 災 害 荒 荒 林 地 復 舊 事 業 費	(一八、五〇〇)
第五十六款 旱 害 防 止 農 用 公 共 施 設 补 助 費	(八二、五五六)
第一項 百 町 步 未 滿 施 設 补 助 費	(七五、三九二)

00244

第二項 高 町 步 以 上 五 町 步 未 滿 施 設 补 助 費	(七、一六四)
第五十七款 米 穀 增 產 施 設 耕 地 事 業 費	(二七、二二四)
第一項 米 穀 增 產 施 設 耕 地 事 業 費	(二七、二二四)
第五十八款 臨 時 紮 園 開 田 耕 地 事 業 費	(九、一〇六)
第一項 臨 時 紮 園 開 田 耕 地 事 業 費	(九、一〇六)

第一項 臨 時 紮 園 開 田 耕 地 事 業 費	(一、〇七一、〇八一)
歲 出 臨 時 部 計	(一、〇八五、九三八)
歲 出 合 計	(一、〇八五、九三八)
組 合 副 長	(一、〇八五、九三八)
西 伯 郡 宇 田 川 村 大 字 中 西 尾	(一、〇八五、九三八)

◇ 鳥 取 縏 告 示 第 三 百 七 十 二 號	
西 伯 郡 宇 田 川 村 中 西 尾	
組 合 副 長	
森 田 福 藏	
現 在 路 線	

八 頭 郡 國 英 村 大 字 釜 口 字 代 田 四 百 四 十 二 番 地 先 ヨ リ	
同 所 字 西 土 居 三 百 番 地 先 ニ 至 ル	
同 所 字 西 土 居 三 百 番 地 先 ニ 至 ル	
同 所 字 西 土 居 三 百 番 地 先 ニ 至 ル	
同 所 字 西 土 居 三 百 番 地 先 ニ 至 ル	

八 頭 郡 國 英 村 大 字 釜 口 字 代 田 四 百 四 十 二 番 地 先 ヨ リ	
同 所 字 西 土 居 三 百 番 地 先 ニ 至 ル	
同 所 字 西 土 居 三 百 番 地 先 ニ 至 ル	
同 所 字 西 土 居 三 百 番 地 先 ニ 至 ル	
同 所 字 西 土 居 三 百 番 地 先 ニ 至 ル	

◇ 鳥 取 縏 告 示 第 三 百 七 十 四 號	
西 伯 郡 宇 田 川 村 中 西 尾	
組 合 長	
森 田 福 藏	
現 在 路 線	

ノ所有者又ハ管理者ハ所定ノ日時及場所ニ奉付クベシ

昭和十六年五月九日

00245

注射月日	注 射 場 所	注 射 區 域	牽付時 刻
五月十五日	岩美郡面影村役場	岩美郡面影村	自午前九時 至午前十一時
同 十六日	鳥取市舊美保檢診場	鳥取市ノ内舊美保村	自午前九時 至午前十一時
同 十七日	鳥取市吉方町畜產聯合	鳥取市ノ吉方町	自午後一時 至午後四時
同 十八日	鳥取市賀露河原	鳥取市ノ内賀露	自午後一時 至午前十一時
同 二十九日	鳥取市演坂新田	鳥取市ノ内演坂	自午前九時 至午前十一時
同 三十日	鳥取市ノ内賀露	鳥取市ノ内賀露	自午後一時 至午前十一時

◆鳥取縣告示第三百七十五號

八頭郡畜產組合船岡定期牛馬市場業務規程左ノ通變更ノ件認可セリ

昭和十六年五月九日

一 船岡定期牛馬市場業務規程

第三條中「一月二月三月四月五月及七月八月九月十月十二月ハ毎月八日十八日二千八日六月ハ八日十八日二千九日三十日十

一月八日十八日十九日二千八日トアルヲ

「毎月七日十七日二十七日」ニ變更ス

◆鳥取縣告示第三百七十六號
因伯牛犢生產検査規則第一條ニ依リ生產検査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年二月二千八日迄ニ生產シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ奉付クベシ

昭和十六年五月九日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

田

三

郎

検査期日	検査場所	検査區域	奉付時間
五月十二日	西伯郡光德村檢診所	光德村一圓	午前十時
同 同 同 十三日	餘子村役場	餘子村、上道村一圓	
名和村檢診所	名和村、御來屋町一圓		
大篠津村檢診所	大篠津村、中濱村、和田村		
庄内村檢診所	庄内村一圓		
上長田村役場	上長田村一圓		
所子村家畜市場	所子村一圓		
東長田村役場	東長田村一圓		
大山村鍼戸領	大山村ノ内種原、鍼戸		
法勝寺家畜市場	法勝寺村一圓		
高麗村檢診所	大山村ノ内宮内、坊領、佐摩		
大山村檢診所	大山村一圓		
天津村檢診所	天津村一圓		
宇田川村檢診所	宇田川村一圓		
手間村檢診所	手間村一圓		
大和村檢診所	大和村一圓		
幡鄉村檢診所	幡鄉村一圓		
日吉津村	日吉津村一圓		
嚴村檢診所	五千石村一圓		

00247

00248

舊擔當區域		新擔當區域		氏名		職務執行ノ場所	
農產物檢査所 米子出張所々管區域	上井出張所々管區域	角	廉	農產物檢査所 上井出張所	同	大高村 成實村	尚德村 大高村
同 淀江出張所々管區域	同 倉吉出張所々管區域	山田 喜一郎	同	同	同	同 同	同 同
同 淀江出張所々管區域	同 倉吉出張所	原田 邦藏	同	同	同	同 同	同 同
同 淀江出張所々管區域	同 倉吉出張所	淀江出張所	同	同	同	同 同	同 同

一 擔當指導區域變更ノ部

◆鳥取縣告示第三百七十七號

米穀販賣高調查指導員左ノ通異動アリタリ

昭和十六年五月九日

解囑者	囑託者	擔當指導區域	職務執行ノ場所	囑託並解囑年月日
古林溢男	山崎 稔	農產物檢査所 鳥取出張所々管區域	農產物檢査所 鳥取出張所	昭和十六年四月一日
福谷幸太郎	奥山峯雄	浦富出張所々管區域	浦富出張所	同
長谷信道	田邊俊太郎	濱村出張所々管區域	濱村出張所	同
西尾善治	中井 稔	同 上井出張所々管區域	同 上井出張所	同
露木孝一	柳田英雄	同 倉吉出張所々管區域	同 倉吉出張所	同
中村善藏	雀尾重徳	同 八橋出張所々管區域	同 八橋出張所	同
烟正樺	同 米子出張所々管區域	同 大山出張所々管區域	同 大山出張所	同

鳥取縣知事 八 田 三 郎

解囑並囑託ノ部	囑託並解囑年月日	職務執行ノ場所	囑託並解囑年月日
解囑者	囑託並解囑年月日	職務執行ノ場所	囑託並解囑年月日
古林溢男	昭和十六年四月一日	農產物檢査所 鳥取出張所	同
福谷幸太郎	同	浦富出張所	同
長谷信道	同	濱村出張所	同
西尾善治	同	同 上井出張所	同
露木孝一	同	同 倉吉出張所	同
中村善藏	同	同 八橋出張所	同
烟正樺	同	同 大山出張所	同

同 二十六日	尙德村檢診所	尙德村 一圓	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同
同 二十七日	大高村檢診所	大高村 一圓	成實村	成實村	同 同	同 同	同 同
同 二十八日	縣村檢診所	縣村 一圓	春日村	春日村	同 同	同 同	同 同
同 二十九日	大幡村家畜市場	大幡村 一圓	春日村	春日村	同 同	同 同	同 同
同 同	淀江町家畜市場	淀江町 一圓	大幡村	大幡村	同 同	同 同	同 同
同 同	米子市家畜市場	米子市 (福生、茂出張所ヲ除ク) 一圓	大山村	大山村	同 同	同 同	同 同
同 同	大山村赤松	大山村ノ内赤松	大山村	大山村	午前九時	午前十時	午前十一時

◇鳥取縣告示第三百七十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル石油類販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年五月九日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

規格分類	一〇立	一三六立	一五圓	一六六立	一六七立	一六八立	一七九立	一八〇立	一八一立	一八二立	一八三立	一八四立	一八五立	一八六立	一八七立	一八八立	一八九立	一九〇立	一九一立	一九二立	一九三立	一九四立	一九五立	一九六立	一九七立	一九八立	一九九立	一九九五立
備																												
鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格	一〇立	一三六立	一五圓	一六六立	一六七立	一六八立	一七九立	一八〇立	一八一立	一八二立	一八三立	一八四立	一八五立	一八六立	一八七立	一八八立	一八九立	一九〇立	一九一立	一九二立	一九三立	一九四立	一九五立	一九六立	一九七立	一九八立	一九九立	一九九五立

規格分類	一〇立	一三六立	一五圓	一六六立	一六七立	一六八立	一七九立	一八〇立	一八一立	一八二立	一八三立	一八四立	一八五立	一八六立	一八七立	一八八立	一八九立	一九〇立	一九一立	一九二立	一九三立	一九四立	一九五立	一九六立	一九七立	一九八立	一九九立	一九九五立
備																												
鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格	一〇立	一三六立	一五圓	一六六立	一六七立	一六八立	一七九立	一八〇立	一八一立	一八二立	一八三立	一八四立	一八五立	一八六立	一八七立	一八八立	一八九立	一九〇立	一九一立	一九二立	一九三立	一九四立	一九五立	一九六立	一九七立	一九八立	一九九立	一九九五立

規格分類	一〇立	一三六立	一五圓	一六六立	一六七立	一六八立	一七九立	一八〇立	一八一立	一八二立	一八三立	一八四立	一八五立	一八六立	一八七立	一八八立	一八九立	一九〇立	一九一立	一九二立	一九三立	一九四立	一九五立	一九六立	一九七立	一九八立	一九九立	一九九五立
備																												
鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格	一〇立	一三六立	一五圓	一六六立	一六七立	一六八立	一七九立	一八〇立	一八一立	一八二立	一八三立	一八四立	一八五立	一八六立	一八七立	一八八立	一八九立	一九〇立	一九一立	一九二立	一九三立	一九四立	一九五立	一九六立	一九七立	一九八立	一九九立	一九九五立

00251

二二三二特一特
二二三二號二一規格分類B A
六六四號六號五號六號七號八號

同同同同同同同同同同同同同同同同

油

二二三二特一特

號二一規格分類

同同同同同同同同同同同同同同同同

輕油

一〇〇立一三六立
一〇〇圓一三九〇
一〇〇三四〇
一〇〇二八〇
一〇〇四〇〇
一〇〇四五〇
一〇〇三五〇五〇〇圓
四八二〇
四六〇〇
四三二〇
五一八〇
四八六〇

鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格

一五六〇
二〇九〇〇
二六三〇〇
二六四〇〇
二六四〇〇
一七八〇〇
一八四〇〇
一七三〇〇
三八二〇〇
三八二〇〇
三六九〇〇一五六〇〇
一六二〇〇
一五九〇〇
一五九〇〇
一六四一〇
一六六二〇
一九八三〇
一三七五〇
一三七五〇
一三二八〇

備

考

00252

同同同同同同甲三二一三二二一四三二十一
七六五四三二一

號號號號號號號號號號號號號號號號

四機械油
規格分類
同同同同同同
マシン油
スピンドル油
スピンドル油
モビール油
車油

規格

分類

油

鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格

備

考

一〇〇立一三六立
一〇〇圓一七二〇
一〇〇八九〇
一〇〇六六〇
一〇〇六一〇
一〇〇三六〇
一〇〇三〇〇
一〇〇二八〇
一〇〇二八〇
一〇〇九四〇
一〇〇八〇〇
一〇〇九七〇
一〇〇六九〇
一〇〇五三〇
一〇〇三三〇
一〇〇三四〇
一〇〇七八〇
一〇〇三九〇
一〇〇三〇〇
一〇〇二三〇
一〇〇一五〇
一〇〇一五〇
一〇〇七七〇九〇〇圓
六八〇〇
五九八〇
五八〇〇
一六八〇〇
一六九八〇
一六四八〇
一六〇八〇
一五五一〇
一一九九〇
一二五三〇
一三六一〇
一四一五〇
一五二三〇
一五七七〇

00253

同	同	乙	同	同	九	號	八	號	四	五	四
同	同	二	一	二	三	號	九	號	六	六	九
同	同	三	一	二	二	號	一	號	三	三	〇〇
同	同	四	二	三	三	號	九	號	三	六	一〇
同	同	五	一	一	一	號	一	號	二	六	〇〇
同	同	六	一	二	二	號	八	號	三	六	〇〇
同	同	七	〇	三	三	號	七	號	三	九	〇〇
同	同	八	〇	四	四	號	六	號	二	六	〇〇
同	同	九	〇	五	五	號	五	號	二	五	〇〇
同	同	十	〇	六	六	號	四	號	一	六	〇〇
同	同	十一	〇	七	七	號	三	號	一	六	〇〇
同	同	十二	〇	八	八	號	二	號	一	六	〇〇
同	同	十三	〇	九	九	號	一	號	一	六	〇〇

規	格	分	類	位	鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格
特	陸上	一	單	一 キ 口 立 一	鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格
二	號	重	三	一 キ 口 立 一	鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格
三	號	油	六	一 キ 口 立 一	鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格
四	號		七	一 キ 口 立 一	鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格
五	號		八	一 キ 口 立 一	鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格
六	號		九	一 キ 口 立 一	鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格
七	號		十	一 キ 口 立 一	鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格
八	號		十一	一 キ 口 立 一	鳥取縣石油販賣株式會社販賣價格

備

考

海上	一 號	同	六三、三九〇	二、二八〇
	一 號	重	七四、〇九〇	二、六七〇
	一 號	油		
	一 號	油		
	一 號	油		

- (イ) 捜グル貨貸期間ヲ超ヘテ買主ガ容器ヲ返還セザル場合
ニ小賣業者ヨリ需要家ヘ貨貸ノ場合
- (ロ) ドラム罐一本ニ付
十八立罐一本ニ付
但一ヶ月未滿ノ場合ハ一ヶ月分ト看做ス
- (イ) 捜グル貨貸期間超過後ノ貨貸料
ニ小賣業者ヨリ需要家ヘ貨貸ノ場合
- (ロ) 鳥取縣石油販賣株式會社ヨリ小賣業者へ貨貸ノ場合
- (イ) 捜グル貨貸期間超過後ノ貨貸料
ニ小賣業者ヨリ需要家ヘ貨貸ノ場合
- (ロ) 鳥取縣石油販賣株式會社ヨリ小賣業者へ貨貸ノ場合
- (ロ) 鳥取縣石油販賣株式會社ヨリ需要家ヘ直送セラレタルモノニ關シテハ鳥取縣石油販賣株式會社倉庫ヲ以テ鳥取縣石油販賣株式會社ノ小賣業者ヘノ受渡場所トス
- (ロ) 鳥取縣石油販賣株式會社ノ仕入先(石油共販ライ社及ス社)ヨリ需要家ノ最寄レール渡又ハ直送シタルモノニ關シテハ其ノ受渡場所ヲ以テ鳥取縣石油販賣株式會社ヨリ小賣業者ヘノ受渡場所トス
- (ハ) 前項ロノ仕入先ニ於テ需要家又ハ小賣業者迄持届ケタルモノニ關シテハ其ノ持届場所ヲ以テ鳥取縣石油販賣株式會社ノ小賣業者ヘノ受渡場所トス
- (ロ) 容器貸ニシテ販賣スル場合ノ容器貨貸期間及其ノ期間經過後ノ貨貸料
- (イ) 鳥取縣石油販賣株式會社ヨリ小賣業者へ貨貸ノ場合
- (ロ) 指定貨貸期間超過後ノ貨貸料
- (イ) 鳥取縣石油販賣株式會社ヨリ小賣業者へ貨貸ノ場合
- (ロ) 鳥取縣石油販賣株式會社ヨリ小賣業者へ貨貸ノ場合
- (ロ) 一ヶ月毎ニ
二〇日

00255

小賣業者ヨリ需要家へ販賣ノ場合

ドラム罐 一本三付 二十日毎二 一圓〇〇

十八立罐 一本三付 二十日毎二 一〇〇

(参考) 但二十日未満ノ場合ハ二十日ト看做ス

昭和十六年二月一日商工省告示第七十二號石油販賣業者ノ販賣價格ノ指定ノ件中八ニ依ル

◆鳥取縣告示第三百七十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル絹洋服地ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年五月九日

絹洋服地販賣價格

規格番號

第一號

第二號

第三號

第四號

第五號

第六號

第七號

第八號

第九號

第十號

第十一號

第十二號

第十三號

第十四號

第一五號

第一六號

第一七號

第一八號

第一九號

第二〇號

第二一號

第二二號

第二三號

先染物 同同同同同同同同
(セリシン定着)

圓五八五、六二七、五二七、四九〇、四三三、二七八、三六四、四〇九、六一三、四六〇

圓六三九、六八五、五六七、五三五、四七二、三〇四、二九七、四七四、六六六、六六九、五〇三

圓七八八、八四四、七一〇、六六〇、五八二、五七四、六八九、五八四、八二〇、六二四

鳥取縣知事 八田郎

(單位一碼)

小賣業者販賣價格 小賣業者販賣價格

第一一〇、第一一九、第一一八、第一一七、第一一六、第一一五、第一一四、第一一三、第一一二、第一一一

號號號號號號號號

後精練染白物	精練染白物	後精練染白物																	
八〇一三	九一九九	四四五	二一三	〇五五	一五七	〇三三	四四	四五	二二二										
九八一七六〇	九八一七六〇	三四八	二八一	六四一	一五六	三六六	五五五	五五五	〇三〇	二五二	一〇一二	一〇一	三三五	三三五	二二四	二二四	二二四	二二四	二二四
四三五二〇九	四三五二〇九	〇三〇	二四六	五六六	六九五	九八一	三三三	三三三	四四	六六	一五四	一五四	四七九	四七九	八七〇	八七〇	八八一	八八一	八七九

0025
0025

第一號	規格番號	絹	使用原絲ノデニール	密度(曲五分間)	仕上量目	幅	長	上
第二號	生絲三三六中諸撚	生絲五〇四中變撚	本以上	本以上	三〇時	二五碼	一〇四〇	七、五五
第三號	同	同	三一	二五	七二	四〇	九四〇	六、八〇
四號	同	同	五六	五六	三一	四〇	八七〇	四、九四
五號	同	同	七七	七七	同	同	八五〇	三、九八
六號	同	同	同	同	同	同	同	四、三五
五號	同	同	同	同	同	同	同	五、〇五
四號	同	同	同	同	同	同	同	五、五一
三號	同	同	同	同	同	同	同	六、一三
二號	同	同	同	同	同	同	同	七、五五
一號	同	同	同	同	同	同	同	六、〇九

第一號	規格番號	絹	使用原絲ノデニール	密度(曲五分間)	仕上量目	幅	長	上
第二號	生絲三三六中諸撚	生絲五〇四中變撚	本以上	本以上	三〇時	二五碼	一〇四〇	七、五五
第三號	同	同	三一	二五	七二	四〇	九四〇	六、八〇
四號	同	同	五六	五六	三一	四〇	八七〇	四、九四
五號	同	同	七七	七七	同	同	八五〇	三、九八
六號	同	同	同	同	同	同	同	四、三五
五號	同	同	同	同	同	同	同	五、〇五
四號	同	同	同	同	同	同	同	五、五一
三號	同	同	同	同	同	同	同	六、一三
二號	同	同	同	同	同	同	同	七、五五
一號	同	同	同	同	同	同	同	六、〇九

合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年五月九日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱

西伯郡
米子市伯州棉耕作組合

二 繕成員タル資格

地區内ニ於ケル伯州棉耕作者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名 単位 販賣價格

伯州 棉 實 棉 一貫 四〇〇〇

但シ生産者庭先渡トシ荷造費ハ含マザルモノトス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年五月六日

(ロ) 認可ニ附シタル條件

(イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組合事務所及組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

合員ニ非ザル者ニ付テモ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年五月九日

四 許可ノ通

鳥取縣告示第三百八十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣藥業組合

二 繕成員タル資格

地區内ニ於テ藥品類ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

左記ノ通

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年五月九日

四 許可ニ附シタル條件

(ロ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

種 別 品種 規 格 單 位 卸賣價格 小賣價格

ロンガリスト

ハイドロハルサイド

ベタナフトール

硫化曹達

精製

瓶 入

同 上

同 並

同 同

六〇%

寫真用

五〇〇瓦

圓二七〇

同 同 同 同 同 同

一、二七〇

一、五二〇

一、七一〇

一、八五〇

一、四九〇

一、七九〇

一、五二〇

一、七二〇

一、七二〇

00263

種別	品種	規 格	單 位	卸賣價格	小賣價格
同	同	同	瓶	五〇〇瓦	圓二七〇
同	同	同	瓶	同	一、五二〇
同	同	同	瓶	同	一、七一〇
同	同	同	瓶	同	一、八五〇
同	同	同	瓶	同	一、四九〇
同	同	同	瓶	同	一、七九〇
同	同	同	瓶	同	一、五二〇
同	同	同	瓶	同	一、七二〇

00269

◆鳥取縣告示第三百八十二號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ假設建築物建築ノ件左ノ通許可セリ

昭和十六年五月九日

建築主ノ住所氏名

米子市明治町八番地

鳥取縣知事

八

田

得

藏

郎

- 建築物ノ場所 米子市加茂町二丁目七番地
 建築物ノ用途 青果卸賣市場附屬自轉車置場
 建築物ノ構造 木造屋根瓦葺平家建
 建築物ノ面積 突出建築面積 九、九、九一七平方メートル
 命令事項 取締役 上 田 得 藏

- 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スペシ
 本建築物ヲ他人ヘ譲渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ヅベシ
 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◆鳥取縣告示第三百八十三號

市街地建築物法第七條但書ニ依リ左ノ通建築線ヲ指定セリ

昭和十六年五月九日

申請人ノ住所氏名

米子市西福原一三五六番地

鳥取縣知事

八

田

得

藏

郎

指定ノ場所

米子市錦町二丁目九番地一二ノ一番地及一二ノ一番地
 (以上各烟地)

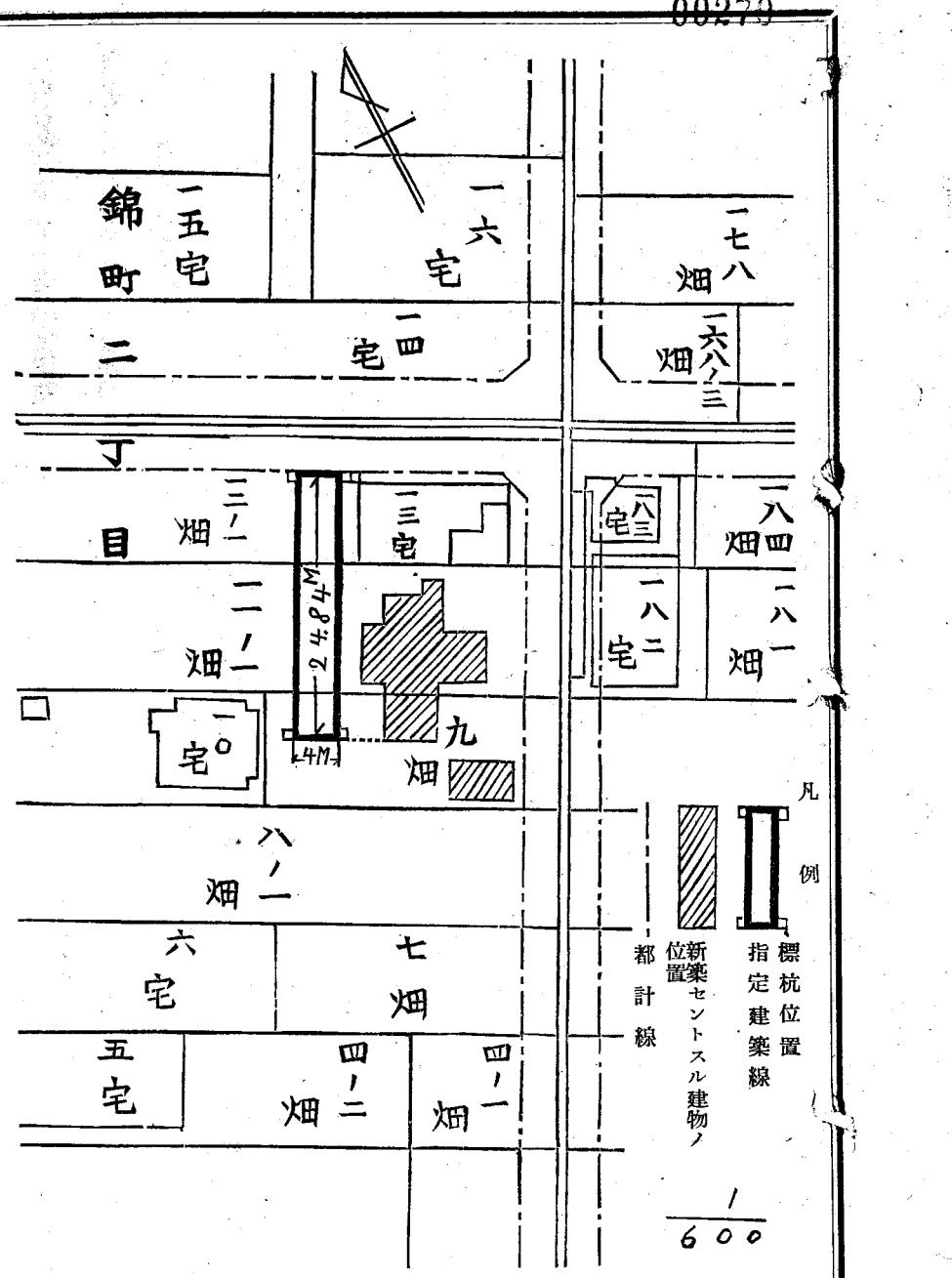
建築線ノ延長距離

二四、八四メートル

建築線間ノ距離

四、〇メートル

左記圖面ノ通り



◆鳥取縣告示第三百八十四號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年五月九日

00271

診療所々在地 氏名 指定年月日

日野郡二部村大字二部 武田一六郎 昭和十六年五月二日

鳥取縣知事 八田三郎

◆鳥取縣告示第三百八十五號

昭和十六年五月一日左ノ者ニ對シ動力穀摺業免許證ヲ下附セリ

昭和十六年五月九日

鳥取縣知事 八田三郎

一三六一 東伯郡社村大字秋喜一二三番地 西坂安市

免許證番號

住 所

氏名

郎

彙

報

水陸稻、甘諸、馬鈴薯、里芋の
施肥基準を設定
増産目標達成に邁進

(農務課)

我が國に於ける食糧の増産は、現下の支那事變の完遂はもとより進んで曠古の大業たる大東亞共榮圈の達成を前にして、實に未曾有の國難打開の鍵といふべきものであつて、最後方戰線を確保する銃後國民の重責として、まことにこの上なき大問題といはねばならぬ。目下人的資源の不足、肥料配給の不圓滑などゝいふ惡條件の下に於て、これをなしとげることは實に容易ならぬ覺悟と努力を要するのであるが、縣内指導各機關の熱誠と農民各位の奮闘努力によつて、是非その目的達成を期せねばならぬのである。

本縣ではさきに鳥取縣食糧增産指導計畫を樹立し、鳥取縣食糧增產指導本部、郡、市町村の食糧指導部、及び部落食糧增產挺身隊を組織し、一方縣廳内に鳥取縣食糧增產協力會を設置し、又他

面青少年學徒の食糧増産運動を展開し、且つ礦工勞務者の一時歸農による労力の補給その他諸種の労力調整計畫を整備する等一意その増産目標達成に邁進してゐるのであるが、今回不足勝なる肥料を完全に活用することによつてその増産の目的を達する爲に水陸稻甘諸馬鈴薯里芋等に對する施肥基準を設定して各市町村に配布し、一層その増産に拍車をかけることとなつた。

基準設定にあつては縣下各市町村の肥料配給狀況、各市町村昭和十五年度の施肥狀況、各種試驗成績等を參照し、且つさきに耕種改善に示した二十地域を基本として設定したものであつて、従つてこの施肥基準は單なる施肥標準でなくして實情に適合するやうに特に留意したものであるから、各市町村に於て作製する施肥基準並びに各部落別の施肥基準を設定し、又それを實踐するに當つてはこの施肥基準を準據として最も實際に適合するやう設定し徒らに形式に流れぬやう細心の留意を肝要とする。

なほ本縣に於ける農家自體の施肥狀況を見るに、多くは硫酸アンモニヤを主として施肥してゐる状況であるから、多くは單一的な施肥法を行つてゐるものといはねばならぬ。従つて硫酸アン

00273

モニヤ石灰窒素、配合肥料等その配給状況に應じ、これを主体として三要素の適正なる配合をするやう設計上特に留意して設定したものである。

基準設定の重點

(主として水稻に關して)

(一) 硫酸アンモニヤ

事變前の本縣下慣行施肥狀況を見ると、窒素肥料の大半は大豆及び魚肥の有機質肥料を主体とした基肥重點主義をとつたものであつた。然るに現下の肥料事情は硫酸アンモニヤ及び石灰窒素等の無機質肥料に外なく、その上その配給量は事變前の全窒素量の八割五分に限定されてゐるのであるから、これが施用にあつてはその効果を最高度に活用するやう心掛けねばならぬのであつて、從つて今回の基準設定については追肥に重點を置いて作製したのである。即ち

- 1 第一回追肥 平坦部は七月十五日頃、山間部では七月一日頃を最適とするのであつて、この時期は水稻の分蘖最盛期の直前にあたり、從つて肥料吸收の最も良好な時である。
- 2 第二回追肥 平坦地 八月十日、山間部は七月二十五日頃である。この頃は穗の形成最盛期であつて、この際速効性の窒素を供給すれば穂の稔實を向上せしめ、秋落を防止すること

が出来るのである。
3 追肥施用上の注意 追肥は肥効能率を増進するものであつて、過去に於ては追肥は稻熱病(イモチ)発生の原因をなすものとやうに考へられた間もあつたのであるが、これは肥効能率の増進に伴ふ窒素過多によるものであるから、施肥絕對量は從前の約八割程度に止めて、追肥の時期を誤らぬやう注意することが肝要である。

(二) 石灰窒素

石灰窒素は分解した後に生成するアンモニヤ態窒素としてその肥效を有するものであるから、これを施すには必ず基肥として、平坦部では播種の七日前位に施用しなければならないのであつて又分解にあつては水分と土壤の兩者を必要とするものであるから特に注意を要する。

(三) 紫雲英

有機質の分解は細菌とカビ類との兩者によつて行はれるものであるが、細菌はカビに較べて少數の個体によつて分解するのであればならぬのである。

五 草木灰

從つて有機質の分解は細菌によつて行ふ方が有效でありなほ細菌の生育は微アルカリ性又は微酸性の状態に於て盛んなものであるが、カビ類の生殖は酸性の場合に於て盛んなものである。

かうした理由によつて、有機質肥料である紫雲英を施用するに當つては必ず石灰を施用して土壤をアルカリ性に矯正して置くことが大切である。なほその肥效は硫酸アンモニヤと殆ど同一なものであるから、徒らに多く用ひないやうにしなければならぬのであつて、多くとも三百貫を限度とすべきである。

(四) 堆肥

堆肥は地力増進に資することが大であつて、土壤の腐植質性を生成するものであるからしつかり施用しなければならぬ。直的效果としては、堆肥にあつては窒素分は少いけれども加里の肥効が多く、現今のやうに加里肥料の少い時期にあつては特に留意して多く施用することが肝要である。しかしその管理に不注意であると、徒らに肥料分を流失するから特に注意しなければならぬ。

厩肥の方は家畜の糞尿を多量に吸収してゐるから、窒素質肥料としても肥効は大であるが、やはり管理中の不注意はこれが肥効分を發散損失することが多いから充分の注意を要する。

00274

この施肥基準の設定に當つては、水稻に對しては、苗代施肥の基準は平坦部・中間部・山間部の地帶別によつて施用三要素量を決定して各地帶に於ける施用例數種を示し、本田施肥基準については縣下に於ける各地の氣温、標高、土性、地方の慣行、並びに既往に於ける試験調査の結果を基礎として實情を考慮の上、岩美山間部・鳥取東部・八東・智頭・八頭平坦部・鳥取西部・高草・氣多・氣多奥部・天神川流域・三朝・東伯中部・汎入・箕敷屋・法勝寺弓濱部・大山・口日野・奥日野の二十地方に區分し、各地區に於ける反當收量目標と反當施肥基準量を定めてその施肥例數種を擧げ、なほ特殊地帶として黒ボク地帶・砂質土壤地帶・濕田地帶に於ける注意を記して各地域に於ける肥料別施肥基準を示してゐる。

又陸稻に對しては類似地域別によつて反當施肥基準量とその施肥例數種を、甘藷・馬鈴薯・芋等についても各種土壤の性質によつて記してある。

00275

てその施肥例を示したのである。

各市町村に於てはこの施肥基準により、且つ土地の實際を調査研究の上各部落別の施肥基準を設定し、なほ進んで各農家の個々の實情に應じて適正なる指導を行ひ、是非國家所期の食糧増産の實を擧げらるゝやう切に希望に堪えざるところである。

甘諸苗の管理

植付上の注意！

今年は三倍に增收

(農務課)

本縣では今年、甘諸の作付を昨年より七割増加して二倍強の收穫を擧げる計畫を樹て、各農家に對して栽培反別と生産の割合を行ふと共に、縣下各中等學校・青年學校・國民學校を始め、各部落團體・婦人會・青年團・處女會に於ても報國農場を設置して國策に協力するやう願つてゐるのであるが、今年は甘諸は馬鈴薯とともに米と同様國家管理になるらしい様子であつて、自家用以外は食糧用・無水アルコール用・工業原料用・種子用等として供出することなるやうであるから、從來無水アルコール原料として供出した際其の他の點で農家に迷惑を及ぼしてゐた點もなくなることになる。

とと思はれる。農家では割當以上に栽培して成るべく多量の收穫を得られるやう努力を切望する次第である。以下、目下生育中の甘諸苗の管理、及びその植付け上の注意について要領を述べることとする。

苗床

温床は攝氏二十五度位の溫度が四十日位續くやう準備してあるわけであるが、もし四十度位にも上昇するやうであると諸が腐敗したり苗が伸び過ぎたりするおそれがあるから、被蓋を取るとか孔を開けるとか雨にあはせるとか、又は冷水を注ぎ込んで溫度を調節しなければならない。

苗が伸び出したら日中は油障子だけにして日光に逢はせ、太陽の溫度を充分床中に吸收させ、夜間及び寒い日は薬草・吉・蓮等をかけて溫度を逃さぬやうにする。尙朝夕二回丸竹で横なぎに静かに苗を動かして露拂ひをしてやることは、苗を強剛に仕立てる上に是非必要である。

又灌水も大切であつて、床面が乾く場合はあまり濕り過ぎぬ程度に大体四、五日目に坪當り一升位やるものであるが、この際床の溫度を下げぬため「ぬるま湯」又は「ひなた水」を日中に如露でやるやうにする。

苗取り 苗を採る一週間位前から日中は障子を取つて直接太陽の光線にあて、夜間でも霜の心配のない時は

障子を取り除いて外氣に馴らして行き、又温床が薬園ひである場合は、床土から上の部分を切り取つて風通しをよくしてやる。

本縣では從來苗をとのに「蔓苗」又は「切苗」といつて、三四尺に伸びた蔓を三、四節づゝ數本に切斷して植付ける向があつたが、これは活着も悪く收量が少いので、是非「芽苗」として、一尺位で十節以上十二、三節も節を持つた、莖の太い葉柄の短い手觸りの強剛な、そして病害のない所謂健全な苗を取るやうにせねばならぬ。

苗をとのには基部二節位を残して鉄で切り取るのであつて、搔き取るやうな亂暴な採り方をしては、その後の苗に惡影響を及ぼす。第一回の苗をとつてから十日位で第二回目又第三回目と苗がとれるが、採苗の都度坪當り四升位の下肥を施すと毎回立派な苗が得られる。

購入苗 をする人は品種を考へることが大切である。從来からあるものには源氏赤・地殺し・千葉赤等があるけれども、これは食味は割合よいけれども收量はかんばしくない現在多収穫品種として推奨し得るのは岩手二號・魁・伯州赤・七福・山陰二號等である。なほ農事試驗場で目下試驗中のものに有望なものが二、三種あるけれども、まだ一般に苗を配給する迄に

はなつてゐない。

植付

は五月中・下旬に是非したいものであつて、六月に

はいると收量が餘程減ずる。畦は高畦にするほど成績がよく、苗數は反當り四千本見當で、即ち一尺畦に一尺五寸か又三尺畦に一尺株間の見當で植付ける。前作に麥でもあれば、その畦の肩に植付けると活着もよい。

甘諸は馬鈴薯のやうに地下莖が肥大して諸となるものでなく、苗から出た細い根が地温・濕氣・空氣・光線等の微妙な作用によつて諸になるわけであるから、成るべく諸のつき易い状態に植付けてやることが理想である。

現在までの研究では、大体苗が活着して植付當時の葉が枯れな程度で成るべく淺植にし、しかも節數をなるべく多く植込むことが最もよいとされてゐる。即ち、晴天の日には表土がバラ～に乾くのであるが、そのバラ～にならない少し湿り氣のある程度の深さの處に多くの節があるやうな具合に植えるのがよく、砂質地や黒ぼく地では舟底植、壤土又は粘質地では水平植が得策のやうである。

植付後砂質地ならば活着するまで二、三日水をやるがよいが、それ以後水をやることはかへつて諸の着生を邪魔することになる。

肥料

甘諸には肥料をやると蔓が出来すぎて諸がつかぬと
いふ考へから、極く少量しか施さない習慣があるが
多くの收穫を擧げるには三要素の割合を考へて相當多く施すこと
が必要である。

窒素が過ぎると莢葉が繁茂して諸の發育肥大を妨げるが、磷酸

は品質特に色澤を良くし、加里は收量・品質・澱粉量等に大なる關係がある。大体三要素の割合が窒素一貫五百匁、磷酸二貫五百匁、加里三貫五百匁となるやうにし、桑園整理跡とか從來相當肥料を施してある蔬菜畠等では窒素は全然施さないやう、又新開墾地でも餘り瘠せてゐる所であれば、同様加里肥料即ち木灰を反當り

二、三十貫施すやうにする。

植付後 の管理としては、缺株や悪い株となるべく早く見付けて植えかへ、蔓が一尺内外に伸びた時に第一回の摘心をして横枝を伸ばす。これは確に効果があるが、三回以上はかへつていけないやうである。

蔓返しは蔓の發育状況によつて必要な場合もあり又害になる場合もある。即ち生育が過ぎる場合の外は大体行はない方がよいがその代り蔓を引き上げて節から出る根を時々切つてやることが肝要である。

數莢も苗が活着したら取り除いて地温を高めるやうにするがよ

い。

馬鈴薯栽培上の注意 生産目標一八割の增收

(農務課)

馬鈴薯は今年は本縣では作付を三割増して八割増の收穫することになつてゐて、現在すでに植付けてあるのであるが、食糧確保の必要切なるものある今日、これが增收については農家各位の奮闘を切望する次第である。馬鈴薯の栽培について特に注意すべきは

芽かき

であつて、これはなるべく早く第一回を行ふ必要がある。一株から芽が三、四本も立つと莢や葉が繁茂して小さい薯が數多くつき、屑薯が多くなつて收量は擧らない。大体二尺畦に一尺株間位の場合は一本建て、株間が極く廣い場合は二本建として、三本以上はいけない。その後も又下から新芽が次々に出て来るから、其の都度早目にかぎ取つて行かねばならぬ。この作業が遅れ勝になると、折角の養分を捨てるばかりでなく、株を動かしたり親木を痛めたりして成績を悪くする。

肥料

は相當多く施しても馬鈴薯には「やりすぎ」といふことはなく、やればやるほど收量を上げるものである。

掘りどる。收穫が遅れると薯の色が悪くなる。

貯藏

にあたつては成るべく皮を剥がぬやう、傷をつけないやうに注意して、大・小を選別して四、五日間充分乾しをして籠・俵等に入れ、濕氣と鼠の害のない場所に貯蔵するのである。

甘諸、馬鈴薯の病虫害防除法

奨励金を交付して増産を確保

(農務課)

時局下最も重要な食糧資源確保のため、甘諸・馬鈴薯の増産については各位懸命の努力を效され、すでに苗の育成に又植付に最善を盡して居られるのであるが、それについて最も注意すべきはその病虫害に対する防除である。

馬鈴薯について最も恐るべきはその疫病と偽瓢蟲であつて從來

知られてゐるものであり、甘諸の黒斑病は最近全國的に蔓延の徵があつて昨年は本縣でも西伯郡の一部に發生を見たのである。これが防除を怠つて萬一その侵犯にあへば、諸の接觸、苗の接觸によるがせにしてはならぬ大切な作業である。

收穫

葉の色が少し黄色になつた頃、即ち色が落ちた時期を見はからつて、晴天續きの土の乾いた日を選んで

培者特に警戒を要するものである。栽培者は充分留意してこれが防除方策を勵行し、現下の最も重要な國策の一たる國民食糧の確保に邁進しなければならない。

00279

本縣ではこれが爲に新に甘諸馬鈴薯病蟲害防除獎勵要項を定めて防除實施に對する獎勵金交付の途を開き、これを全縣下に實施することによつてその増産確保を期してゐるのであるが、その交付要領は、甘諸黒斑病の防除・馬鈴薯疫病及偽瓢蟲の防除・甘諸及馬鈴薯病蟲害防除用噴霧器の購入の費用又は補助金に對して獎勵金を交付するものであつて、

一 甘諸黒斑病防除に對しては種諸十貫につき四錢以内、苗消毒に對しては苗一萬本につき八錢以内。

二 馬鈴薯疫病及び偽瓢蟲の防除に對しては薬劑購入費の四分の一以内であつて、疫病にあつては一段當二十五錢以内、偽瓢蟲にあつては一段當二十四錢以内。

三 防除用噴霧器の購入に對しては購入費の一分の一以内を、郡農會に對して交付することになつてゐる。獎勵金の交付を受けやうとする郡農會に於ては申請書に事業計畫書と收支豫算書を添付して五月末日迄に知事に提出するのである。

(三) 甘諸黒斑病

1 種諸の無病のものを選ぶのは勿論であるが、無病の諸であつても病菌附着の虞があれば必ずウスマルシ八〇倍液又は

ホルマリン二〇〇倍液に十五分間浸漬消毒した後に伏込むこと。

2 前年發病した苗床の土は取替へて新しい土を用ること。

3 苗は鉢で地上部から切り取り、發病の有無を檢して病斑のあるものは取除くこと。

4 苗は發病の有無に拘らず下部三分の一をウスマルシ八〇〇倍液(五〇瓦を水二斗三升に溶解する)に十五分間浸漬消毒する。なほ苗をウスマルシで消毒すると活着も良好である。

戰歿軍人軍屬の 遺兒教養施設!!

(社 會 課)

就學中の者(國民學校初等科)
未就學者(幼兒 二歳まで)
高等科

である。

名譽ある戰歿軍人や軍屬の遺兒達の内には、適當な保護者がなく、その教養の萬全を期することの出來ぬ者も多いことと思はれこれらの人達に對して保護指導を加へて、心身共に健全な發達を

左に防除を實施するに當つての方法について概要を説明して置く。

(一) 馬鈴薯疫病

1 薺が三、四寸に生育した頃から十日隔に四一八斗式石灰ボルドウ液又はクボイト一封度を水八斗乃至一石に稀釋したものを三、四回撒布すること。反當撒布量は六斗乃至八斗を適當とする。

2 被害の薛及び薯は焼却するか又は堆肥とすること。

3 收穫はなるべく晴天の日を選び、收穫した薯は陽乾すること。

4 馬鈴薯は右の薬劑を撒布すると、病害を豫防するばかりでなく增收となるから必ず行ふこと。

(二) 偽瓢蟲

1 害蟲の發生初期に砒酸石灰を撒布すること。

2 使用薬剤は砒酸石灰二〇〇匁、大豆殼着劑五〇匁、水二石の割合とし、反當八斗乃至一石の撒布をする。大豆殼着劑を使用する場合は一石につき三勺を用ゐること。

3 第一回撒布は幼蟲の孵化最盛期に行ひ、約十日を隔てて第二回撒布を行ふ。

4 砒酸石灰をボルドウ液に混合して撒布すれば疫病と同時に

保護教養の方法としては、個々の實情に應じて理解と熱意に富む教育家・宗教家・篤志家等に委託し、その保育教養に要する經費に對して遺兒一人につき年三百圓を標準として受託者に給與するのである。なほ事業の實施に當つては市町村、遺族家族指導団體軍事保護相談所等の緊密な連絡によつて、この委託が單なる里預いやう充分留意することになつてゐる。

『兒童を愛護せよ』

第十五回全國兒童愛護運動

五月中に亘つて實施

・(社會課)

二 實施事項

施設

00281

時局の進展に伴ひ人的資源涵養保護のいよいよ緊切なる今日、兒童愛護精神の昂揚徹底を圖ると共に之が關係機關並に施設の強力強化を圖り、以て天業翼賛、皇國隆昌に寄與せんがため、今回

鳥取縣、鳥取縣社會事業協會、鳥取縣母子愛育聯盟では三者主催の下に

1 人口増殖の方策助長

2 母性並に妊娠婦保護

3 乳幼兒保護

4 兒童不良化防止並に保護

5 児童保護施設の普及並に助長

6 娃乳幼兒健康相談會開設

7 兒童保健並に性行調査

8 児童保護對策座談會開催

9 児童保護事業從事員打合會開催

10 各種地方催物の後援助成

○市町村、國民學校、各團體及び施設等に於て實施すべき事項

1 常會、隣組の事業として運動及び事業の趣旨徹底に努めるこ

と

2 母親常會及び育兒回覽板の發行創始の機會となすこと

3 多子家庭の保護慰安に努めること

4 要保護母子實情調査及び救護の徹底を圖ること

5 赤ん坊審査會、愛育座談會特に母親指導會懇談會等を開催

00282

すること

7 糊養改善資料の補整工作及び講習等を開催すること

8 軍人遺族家族の兒童慰安保護の途を講ずること

9 不良化兒童の調査及び其の施策を講ずること

10 子供のための催物等開催すること